

子ども青少年育成部

堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画について

女性が抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況に応じた適切な支援を包括的に提供することが必要であり、こうした背景を受け令和6年4月1日付けで困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「法」という。）が施行された。

法に基づく事業を適切に実施するため、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定が、都道府県においては義務、市町村（政令指定都市を含む）においては努力義務となっている。

法の施行を受け、国の策定方針及び大阪府が3月に策定した基本計画の内容等を踏まえつつ、堺市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画を策定する。

【基本計画に盛り込むことが望ましいとされている項目】

- （１）困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- （２）困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方
 - ・ 支援に関わる団体・機関等
 - ・ 困難な問題を抱える女性への支援の内容
 - ・ 支援の体制
 - ・ 支援調整会議
 - ・ 教育・啓発
 - ・ 人材育成・研修
 - ・ 調査研究等の推進

【スケジュール（予定）】

- 令和6年7月 懇話会第1回目
- 令和6年9月 懇話会第2回目
- 令和6年11月 議会報告
- 令和7年1月 報道提供、パブリックコメント
- 令和7年3月 懇話会3回目
計画策定、公表